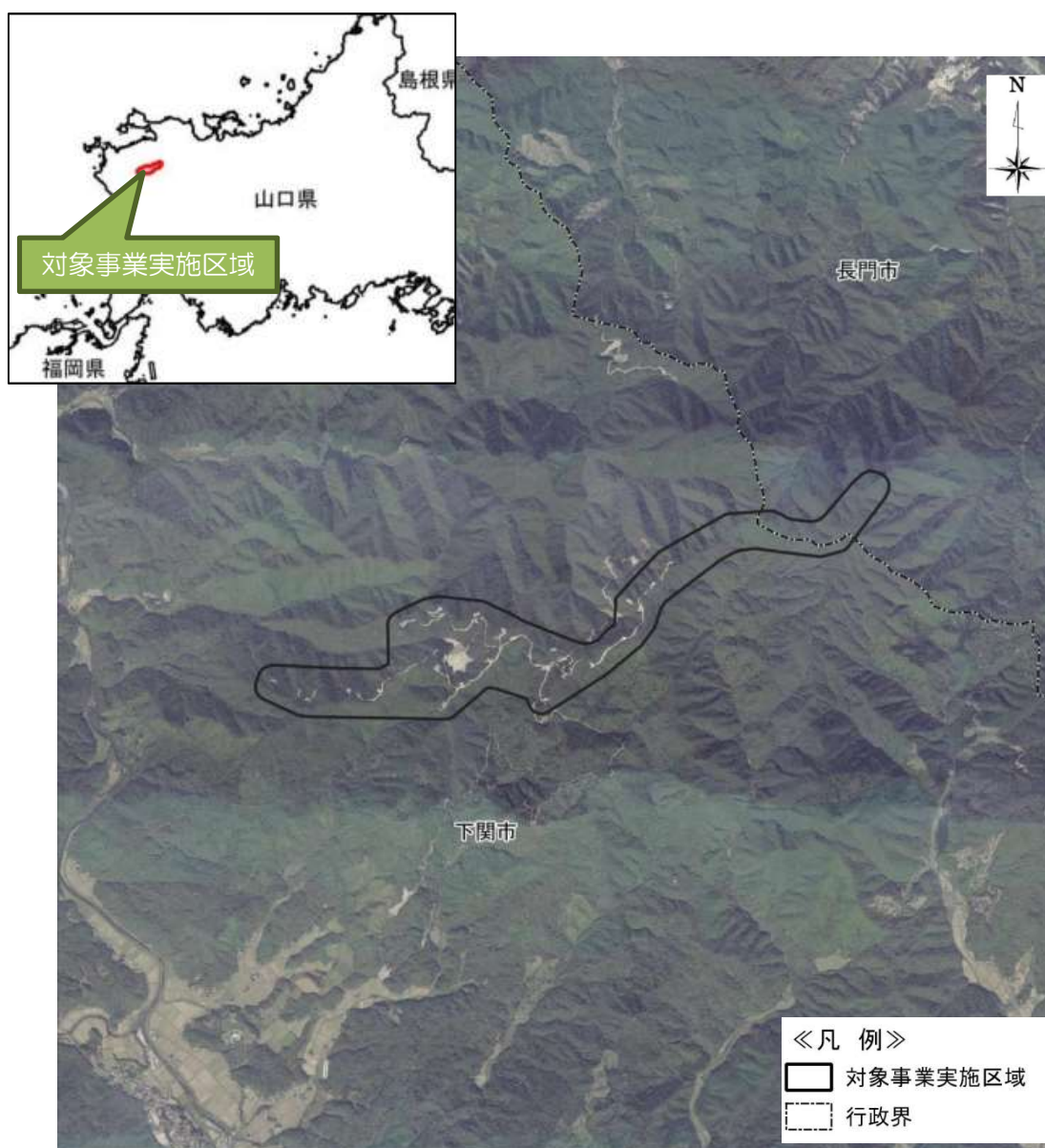


(仮称) 白滝山ウインドファーム更新事業 環境影響評価方法書のあらまし

はじめに

本事業は、山口県下関市豊北町大字栗野で稼働中の白滝山ウインドファーム（平成23年3月運転開始）内に設置された風力発電機が将来的に更新時期を迎えることを考慮し、発電所の安全性向上や、エネルギー政策の制度改革を見据え安定した事業の継続性を目指すため建て替えを実施するものです。

本事業では風況に恵まれた地域において、既設設備を最新設備に更新することで発電効率の良化、更に環境・安全面の向上を図りながら、これまでと同等の再生可能エネルギーを継続して供給することで地球環境保全に貢献するとともに、地域の活性化に寄与することを目的としています。



対象事業実施区域

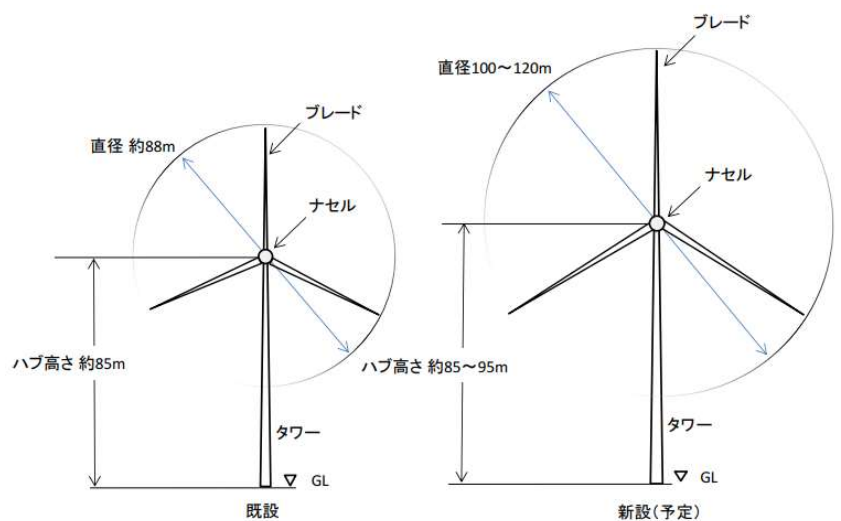
対象事業の内容

◆ 特定対象種事業の内容 ◆

特定対象事業の名称	(仮称) 白滝山ウインドファーム更新事業
発電所の原動力の種類	風力(陸上)
発電所の出力	発電所出力: 50,000kW(既設: 50,000kW) 単機出力: 3,000~4,500kW級(既設: 2,500kW) 基数: 12~17基(既設: 20基)
対象事業実施区域の位置	山口県下関市豊北町、下関市豊田町、長門市油谷河原

◆ 風力発電機の概要 ◆

項目	既設	新設(予定)
定格出力	2,500kW	3,000~4,500kW級
ブレード枚数	3枚	3枚
ローター直径	約88m	約100~120m
ハブ高さ	約85m	約85~95m
最高高さ	約130m	約135~155m
基数	20基	12~17基

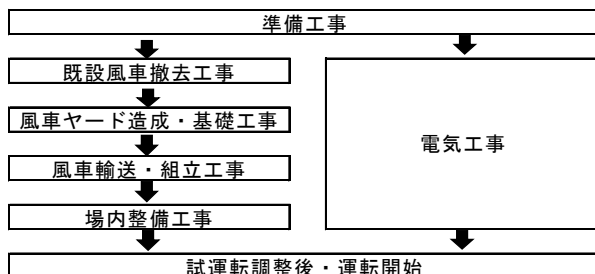


◆ 工事計画の概要 ◆

工事開始: 2023年度予定

運転開始: 2025年度予定

建設工事の工程計画(案)



工事施工フロー図

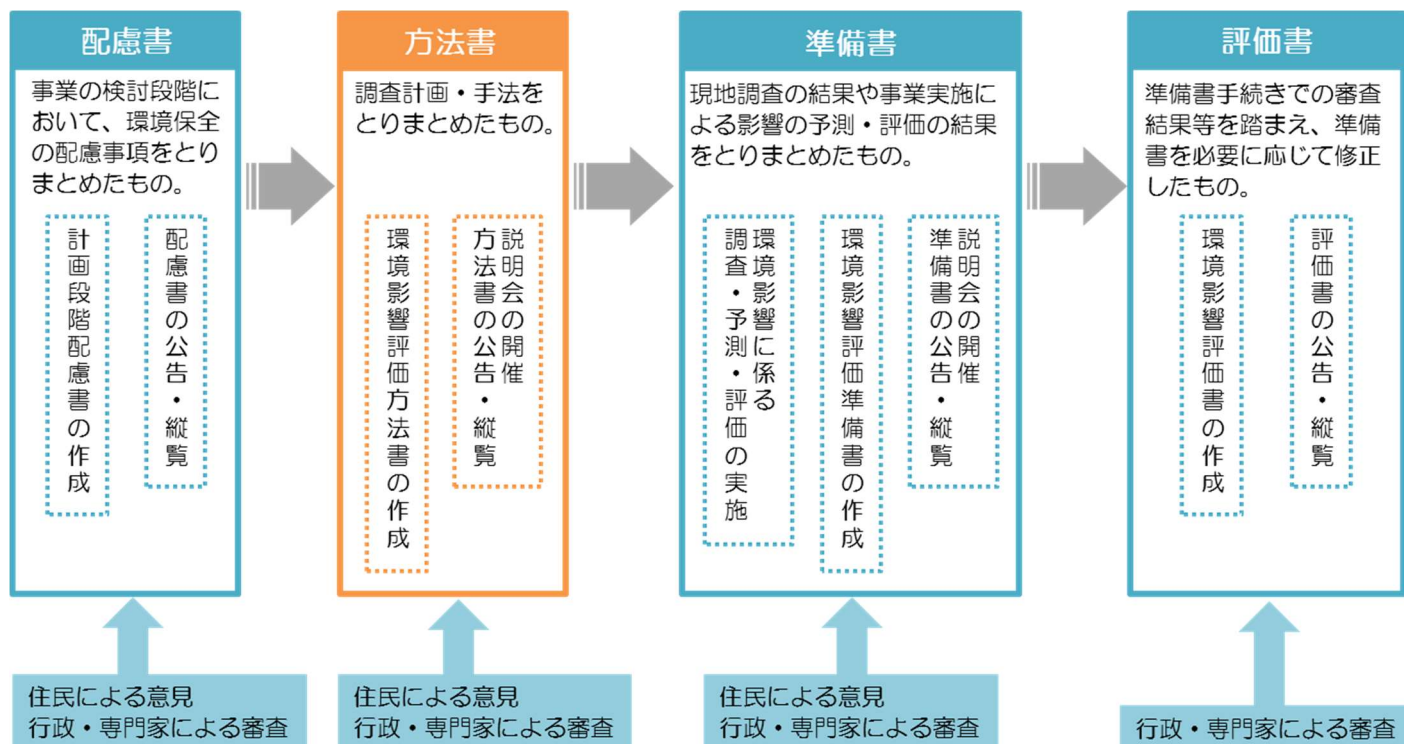
着工後の年数	1年目(2023年度予定)	2年目(2024年度予定)	3年目
主要工程	▼着工		▼運転開始
撤去工事	準備工事		
	解体工事		
	搬出工事		
	場内整備工事		
新設工事	準備工事		
	道路工事		
	造成・基礎工事		
	輸送・組立工事		
	電気工事		

注) 上記工程は、現時点での想定であり変更の可能性があります。

環境影響評価方法書について

◆ 環境影響評価の手続き ◆

環境影響評価法に基づき、事業の実施前に、事前に環境への影響を評価し、その結果を踏まえて影響をより小さくするための対策を講じていく手続きです。



環境影響評価の流れ

◆ 環境影響評価項目の選定 ◆

対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目にあたり、本事業の事業特性及び地域特性を抽出しました。

また、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5 備考第2号」に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容との相違について比較整理しました。

これらの整理結果に基づき、一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う影響要因について、「発電所アセス省令」の別表第5において示される、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、「発電所アセス省令」第21条の規定に基づき、本事業に係る環境影響評価の項目を選定しました。

なお、環境影響評価項目の選定にあたっては、「発電所アセス省令」等について解説された「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省,平成31年3月改訂）を参考にしました。

本事業の事業特性

影響要因の区分	事業の特性
工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> 工食用資材等の搬出入として、建設工事の必要資材の搬出入、工事関係者の通勤のほか、本事業は更新事業のため、既存風車の撤去に伴う搬出を行います。 建設機械の稼働として、撤去工事、基礎工事、機器据付工事、敷地内の環境施設の整備、敷地内の道路工事、仮設事務所・仮設資材置き場等の設置工事、工事中の雨水の対策等の構築工事を行います。 造成等の施工として、掘削、盛土等による敷地、搬入道路、発電所管理道路の造成、整地及び樹木の伐採等を行います。 木くず（伐採樹木）については、移動式木質系破砕機により現地で破砕し木チップにします。
土地又は工作物の存在及び供用	<ul style="list-style-type: none"> 地形改変及び施設の有無として、地形改変等を実施し、建設された風力発電所を有します。 施設の稼働として、風力発電所の運転を行います。

主な地域特性

環境要素の区分	主な地域特性
大気環境	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局（「豊浦測定局」）における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、過去5年間環境基準を達成しています。 対象事業実施区域及びその周辺において、騒音は、道路交通騒音6地点の調査が実施され、いずれも環境基準を達成しています。 振動（一般環境及び道路交通）の測定は実施されていません。 対象事業実施区域から最寄住居までの最短距離は約900mです。
水環境	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の西側には粟野川があり、対象事業実施区域内には掛淵川水系の叶木ヶ浴、粟野川水系の開作川、蓋之井川及びオケ瀬川等の水源が含まれます。 対象事業実施区域及びその周辺の河川は、掛淵川、粟野川では環境基準のA類型、蓋之井川では環境基準のAA類型にそれぞれ指定されています。 河川の水質測定は、掛淵川（油谷砕石排水口下流50m）、粟野川（郷の橋、滑川との合流点及び出合橋）及び蓋之井川（蓋之井川合流点より2km上流）において行われており、平成29年度の結果を見ると、大腸菌群数が環境基準を達成しなかったが、それ以外の項目では環境基準を達成しています。 対象事業実施区域及びその周辺における地下水の水質測定は、下関市大字滝部が直近の調査地点であり、平成29年度の測定結果を見ると、全ての項目で環境基準を達成しています。
その他の環境	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺において土壌は、乾性褐色森林土壌（黄褐色系）の阿武1統及び阿武2統、褐色森林土壌の荒滝山3統及び阿武3統が分布しています。 対象事業実施区域及びその周辺においては、「土壌汚染対策法」に基づき指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域はありません。 対象事業実施区域は中起伏山地に位置しています。 対象事業実施区域には火山岩質の安山岩質岩石及び流紋岩質岩石が分布しています。
動物植物生態系	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及び周辺において文献調査により生息の情報が得られた動物の重要種は、哺乳類11種、鳥類114種、爬虫類4種、両生類8種、魚類37種、昆虫類181種、陸産貝類18種、底生動物2種でした。また、植物の重要種は74種でした。 対象事業実施区域及びその周辺では、選定基準となる資料において、クマタカの生息が確認されており、確認された範囲は注意喚起レベルCのメッシュとなっていました。 対象事業実施区域及びその周辺の主な植生は、「シイ・カシ二次林」（植生自然度8）が最も多く、次いで「スギ・ヒノキ・サワラ植林」（植生自然度6）や「アカマツ群落（Ⅶ）」（植生自然度7）でした。 重要な植物群落としては、特定植物群落の「白滝山のツゲ群落」、「天井ヶ岳のモミ林」等が確認されました。なお、対象事業実施区域周辺には、特定植物群落の「白滝山のツゲ群落」、植生自然度9の「モミーシキミ群集」、「モミ群落（Ⅵ）」が存在しますが、いずれも対象事業実施区域には含まれませんでした。 環境類型毎に生息・生育する代表的な動植物種を整理すると、キツネ等の中型哺乳類やクマタカ等の猛禽類を頂点とした食物連鎖が考えられました。 重要な自然環境のまとまりの場としては、対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生区分（植生自然度9）、国定公園、天然記念物、特定植物群落及び保安林が分布していました。なお、対象事業実施区域周辺には、保安林（水源涵養保安林）が含まれています。 自主アセス時の調査では、巻末資料に示すとおり、重要種に該当する動物及び植物の生息・生育が確認されています。
景観 人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> 主要な景観資源としては、「石柱溪」、「川棚のクスの森」等が存在しており、対象事業実施区域には「白滝山」が含まれます。 主要な眺望地点としては、「角島大橋（角島側展望台）」、「華山北側展望台」等の眺望点があります。 対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としては、「白滝山及び登山道」、「豊北峡」などの人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。
放射線の量	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺では、平成30年の空間放射線量の月平均値は、西部高等産業技術学校（下関市）が$0.056 \mu\text{Gy/h}$、萩総合庁舎（萩市）が$0.095 \mu\text{Gy/h}$、県環境保健センター大蔵庁舎（山口市）が$0.072 \mu\text{Gy/h}$でした。

一般的な事業の内容と本事業の内容との比較

影響要因の区分		一般的な事業の内容	当該事業の内容	比較結果
工事の実施に関する内容	工事中資材等の搬出入	建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行います。	工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、伐採樹木、廃材の搬出を行います。なお、残土については、極力盛土等に利用します。	本事業は風力発電施設の更新事業に当たり、新設のほか、既設工作物の撤去を含む、一般的な事業の内容に該当します。
	建設機械の稼働	建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む）を行います。	工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む）を行います。	
	造成等の施工による一時的な影響	樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行います。	樹木の伐採、掘削、盛土等による敷地及び搬入道路の造成を行います。	
土地又は工作物の存在及び供用に関する内容	地形改変及び施設の使用	地形改変等を実施し、建設された風力発電所を有します。	地形改変を実施し、建設された風力発電所及び管理用道路を有します。	
	施設の稼働	風力発電の運転を行います。	風力発電の運転を行います。	

◆ 環境影響評価項目の選定 ◆

本事業に係る環境影響評価項目を次表に示すとおり選定しました。

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	施設の変及び地形の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○
			超低周波音					
	水環境	振動	振動	○	×			
		水質	水の濁り		×	○		
	その他の環境	底質	有害物質		×			
		地形及び地質	重要な地形及び地質				×	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○	
			海域に生息する動物			×	×	
	植物		重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○	○	
			海域に生育する植物			×	×	
生態系		地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			×		
			残土			○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		放射線の量	×	×	×		

注1) ○ は「発電所アセス省令」の風力発電所に係る参考項目を示します。

「○」は対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目として選定、「×」は選定しない項目を示します。

注2) 「一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素」は環境影響評価法の改正に伴い、追加された項目です。

◆ 累積的環境影響評価項目の選定 ◆

対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が多数存在しますが、これらの事業との距離が最短で5.5km離れているため、累積的な環境影響は環境影響評価項目に選定していません。

◆ 環境影響評価項目の選定理由 ◆

環境影響評価項目として選定した理由、及び「発電所アセス省令」の別表第5に示す参考項目のうち、環境影響評価の項目として、選定しない理由を次に示します。同省令第21条第4項に規定する参考項目として選定しない場合の考え方のうち、第1号、第2号又は第3号のいずれの理由に該当するかを合わせて示します。

環境影響評価の項目として選定した理由(1)

項目			影響要因の区分	選定した理由	
環境要素					
大気環境	大気質	窒素酸化物	工所用資材等の搬出入	工所用資材等の搬出入及び工事関係者の通勤に係る車両ルート沿いに住居等が存在し、これら車両による窒素酸化物の影響を受けるおそれがあることから、評価項目として選定しました。	
			建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴い窒素酸化物が排出されますが、その影響は広域に及ぶ可能性は低いと考えられます。 しかしながら、対象事業実施区域の近傍に住居等が存在し、建設機械の稼働の影響を受けるおそれがあることから、評価項目として選定しました。	
		粉じん等	工所用資材等の搬出入	工所用資材等の搬出入及び工事関係者の通勤に係る車両ルート沿いに住居等が存在し、これら車両による粉じん等の影響を受けるおそれがあることから、評価項目として選定しました。	
			建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う粉じん等の飛散が発生しますが、その影響は広域に及ぶ可能性は低いと考えられます。 しかしながら、対象事業実施区域の近傍に住居等が存在し、建設機械の稼働による粉じん等の影響を受けるおそれがあることから、評価項目として選定しました。	
	騒音及び超低周波音	騒音	工所用資材等の搬出入	工所用資材等の搬出入及び工事関係者の通勤に係る車両ルート沿いに住居等が存在し、これら車両による騒音の影響を受けるおそれがあることから、評価項目として選定しました。	
			建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴い騒音が発生しますが、その影響は対象事業実施区域近傍に限定されます。 しかしながら、対象事業実施区域近傍に住居等が存在し、建設機械の稼働による騒音の影響を受けるおそれがあることから、評価項目として選定しました。	
		騒音及び超低周波音	施設の稼働	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、施設の稼働による騒音及び超低周波音の影響を受けるおそれがあることから、評価項目として選定しました。	
	振動	振動	工所用資材等の搬出入	工所用資材等の搬出入及び工事関係者の通勤に係る車両ルート沿いに住居等が存在し、これら車両による振動の影響を受けるおそれがあることから、評価項目として選定しました。	
	水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	既存の事業地を利用するため、大規模な土工事は実施しませんが、対象事業実施区域周辺には沢や河川が存在し、造成等の施工時に一時的な水の濁りが発生するおそれがあることから、評価項目として選定しました。
	その他	その他	風車の影	施設の稼働	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、施設の稼働による風車の影の影響を受けるおそれがあることから、評価項目として選定しました。
動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	既存資料調査により対象事業実施区域及びその周辺において重要な種及び注目すべき生息地が確認されています。工事中においては、造成等の施工により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する重要な動物に対して影響のおそれがあることから、評価項目として選定しました。		
		地形変化及び施設の存在、施設の稼働	既存資料調査により対象事業実施区域及びその周辺において重要な種及び注目すべき生息地が確認されています。地形変化及び施設の存在、並びに施設の稼働により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する重要な動物に対して影響のおそれがあることから、評価項目として選定しました。		
植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	既存資料調査により対象事業実施区域及びその周辺において重要な種及び重要な植物群落を確認されています。工事中においては、造成等の施工により、対象事業実施区域及びその周辺に生育する重要な種に対して影響のおそれがあることから、評価項目として選定しました。		
		地形変化及び施設の存在	既存資料調査により対象事業実施区域及びその周辺において重要な種及び重要な植物群落を確認されています。地形変化及び施設の存在により、対象事業実施区域及びその周辺に生育する重要な種に対して影響のおそれがあることから、評価項目として選定しました。		
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	既存資料調査により対象事業実施区域及びその周辺において重要な自然環境のまとまりの場が確認されています。工事中においては、造成等の施工により、対象事業実施区域及びその周辺の生態系に対して影響のおそれがあることから、評価項目として選定しました。		
		地形変化及び施設の存在、並びに施設の稼働	既存資料調査により対象事業実施区域及びその周辺において重要な自然環境のまとまりの場が確認されています。地形変化及び施設の存在、並びに施設の稼働により、対象事業実施区域及びその周辺の生態系への影響のおそれがあることから、評価項目として選定しました。		

環境影響評価の項目として選定した理由(2)

項目			選定した理由
環境要素		影響要因の区分	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の使用	地形改変及び施設の使用により、対象事業実施区域及びその周辺の眺望景観に変化が生じるおそれがあることから、評価項目として選定しました。
人と自然との 触れ合いの 活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事中の搬出入	既存資料調査により対象事業実施区域及びその周辺において主要な人と自然との触れ合いの活動の場が確認されています。工事中においては、工事中の搬出入経路沿いの人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから、評価項目として選定しました。
		地形改変及び施設の使用	既存資料調査により対象事業実施区域及びその周辺において主要な人と自然との触れ合いの活動の場が確認されています。地形改変及び施設の使用による人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから、評価項目として選定しました。
廃棄物等	残土	造成等の施工による一時的な影響	造成等に伴い残土が発生する可能性があるため、評価項目として選定しました。

環境影響評価の項目として選定しない理由

項目			選定しない理由	根拠
環境要素		影響要因の区分		
大気環境	振動	建設機械の稼働	<p>工事中において、特に大きな振動を発生するような工法は採用しません。</p> <p>また、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に記載された主な工種から、予測地点において振動レベルが最大となる軟岩掘削法を選定し、風力発電機の設置予定範囲から最寄住居までの距離(約900m)における振動レベルを算出した結果、約22dBとなっています。これは、10%の人が感じる振動レベルとされる55dBを十分に下回っています。</p> <p>なお、対象事業実施区域のうち風力発電機の設置対象外となる既存道路部においては、道路の拡幅工事等が必要となる箇所は一部に限られ、工事も短期間かつ小規模であるため、上記技術手法に基づく振動レベルの試算結果から振動の影響は極めて小さいものと考えられることから評価項目として選定しません。</p>	第1号
水環境	水質	建設機械の稼働	しゅんせつ工事及び河川における直接改変は行わず、底質の攪乱が想定されないため、建設機械の稼働による水質への影響を受ける可能性がないことから評価項目として選定しません。	第1号
	底質	建設機械の稼働	しゅんせつ工事及び河川における直接改変は行わず、底質の攪乱が想定されないため、建設機械の稼働による底質への影響を受ける可能性がないことから評価項目として選定しません。	第1号
その他の環境	地形及び地質	地形改変及び施設の使用	対象事業実施区域には、重要な地形及び地質が存在しないことから、評価項目として選定しません。	第1号
動物	海域に生息する動物	造成等の施工による一時的な影響	海域は対象事業実施区域及びその周辺に存在しないこと、海域での造成等の施工は行わず、海域に生息する動物の生息環境が造成等の施工による一時的な影響を受ける可能性がないことから、評価項目として選定しません。	第1号
		地形改変及び施設の使用	海域は対象事業実施区域及びその周辺に存在しないこと、海域での造成等の施工は行わず、海域に生息する動物の生息環境が地形改変及び施設の使用による影響を受ける可能性がないことから、評価項目として選定しません。	第1号
植物	海域に生育する植物	造成等の施工による一時的な影響	海域は対象事業実施区域及びその周辺に存在しないこと、海域での造成等の施工は行わず、海域に生育する植物の生育環境が造成等の施工による一時的な影響を受ける可能性がないことから、評価項目として選定しません。	第1号
		地形改変及び施設の使用	海域は対象事業実施区域及びその周辺に存在しないこと、海域での造成等の施工は行わず、海域に生育する植物の生育環境が地形改変及び施設の使用による影響を受ける可能性がないことから、評価項目として選定しません。	第1号
廃棄物等	産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	既設風車は適切に産業廃棄物として処理することから、評価項目として選定しません。	第1号
放射線の量		工事中の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響	対象事業実施区域及びその周辺においては、空間放射線量率の高い地域は確認されておらず、工事の実施により、放射性物質が相当程度拡散または流出するおそれがないことから、評価項目として選定しません。	第1号

注)「発電所アセス省令」第21条第4項では、以下の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じ参考項目を選定しないことができるものと定められています。

第1号：参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合。

第2号：対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合。

第3号：特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかである場合。

◆ 調査、予測及び評価の手法 ◆

発電所建設等の工事や運転によって、環境の変化が予想される大気や水質等について、文献調査及び現地調査により現況を把握したのち、数値計算等により影響を予測し、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

さらに、調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討、評価します。

調査、予測及び評価の手法は、一般的な事業の内容と本事業の内容との相違を把握した上で、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、「発電所アセス省令」第23条第1項第5号「風力発電所 別表第10」に掲げる参考手法を勘案しつつ、「発電所アセス省令」第23条第2項及び第3項の規定に基づき、必要に応じて簡略化された手法または詳細な手法を選定しました。

なお、調査、予測及び評価の手法の選定にあたっては、「発電所に係る環境影響評価の手引」を参考にしました。

方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯

◆ 計画段階配慮書以降における区域の変更の経緯 ◆

配慮書段階では、風力発電機の配置を検討する範囲として、特定植物群落の生育地を含む範囲を事業実施想定区域として設定しました。

その後の検討により、配慮書段階において得られた意見等を踏まえ、方法書においては、配慮書時点の事業実施想定区域のうち、既設風力発電施設付近での事業の実施が継続できること、風力発電機間の離隔上の問題から新たに延伸する範囲も概ね確定できたことから、事業実施想定区域から縮小した範囲を対象事業実施区域としました。

◆ 配慮書及び方法書における事業計画概要の比較 ◆

項目	配慮書段階	方法書段階
発電所の出力	出力：最大 50,000kW 構成：3,000～4,500kW 級 × 12～17 基	出力：変更なし 構成：変更なし
面積	約 930ha 事業実施想定区域として	約 215ha 対象事業実施区域として
配置	検討中	変更なし
構造	3 枚翼プロペラ型風車	変更なし
変電設備、 系統連系地点	既存施設	変更なし
送電線	既存施設	変更なし
搬出入ルート	特牛港から国道 435 号、市道等を利用します。	変更なし

◆ 環境保全の配慮について ◆

対象事業実施区域の設定にあたって、以下に示す環境保全の配慮を検討しました。

- ①事業実施想定区域西側への風力発電機の設置は、既設風車の設置位置周辺に設置することで、改変範囲の減少及び最寄民家からの離隔距離を延長しました。
- ②経済産業大臣意見及び山口県知事意見を踏まえ、特定植物群落及び植生自然度9以上の植生は対象事業実施区域から除外しました。
- ③保安林の改変範囲を事業実施想定区域の段階において約215haであった範囲を、対象事業実施区域の設定では約135haに減少しました。
- ④新たに延伸する範囲は、稜線から片側約100m程度の範囲に縮小できたことから、可能な範囲で主たるシイ・カシ二次林への改変影響を小さくしました。

なお、風力発電機の配置等は、今後の調査、予測及び評価結果により変更の可能性があり、環境保全措置の具体的な内容は、予測及び評価結果を踏まえた上で検討する計画です。

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

◆ 縦覧について ◆

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
山口県長門健康福祉センター	2019年10月16日（水）から 2019年11月15日（金）まで	開庁（営業）時間内 （土・日・祝日を除く）
下関市役所 本庁		
下関市役所 環境部環境政策課		
下関市役所 豊田総合支所		
下関市役所 豊北総合支所		
下関市役所 豊北総合支所粟野支所		
下関市役所 豊北総合支所阿川支所		
下関市役所 豊北総合支所田耕支所		
長門市役所 商工水産課		
長門市役所 本庁図書縦覧コーナー		
白滝山ウインドファーム株式会社		

当社ホームページからでもご覧になれます。（<https://www.kinden.co.jp/>）

環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に設置してあるご意見箱にご投函下さるか、意見書を白滝山ウインドファーム株式会社までご郵送ください。（提出期限：2019年11月29日（金）当日消印有効）

◆ 住民説明会の開催について ◆

開催場所	住所	開催日時
とのい夢夢ハウス	山口県下関市豊田町大字殿居1094-1	2019年10月23日（水）18:00～
中河内集会所	山口県下関市豊北町大字田耕字中河内	2019年10月27日（日） 8:00～
杣地集会所	山口県下関市豊北町大字田耕字杣地	2019年10月27日（日）11:00～
蓋ノ井自治会館	山口県下関市豊北町大字粟野字蓋の井	2019年10月27日（日）15:00～
長門市物産観光センター	山口県長門市東深川1324-1	2019年10月29日（火）18:00～
市之瀬自治会館	山口県下関市豊北町大字粟野字市の瀬	2019年10月30日（水）18:00～

環境影響評価方法書に関するお問い合わせ先

白滝山ウインドファーム株式会社（担当：西本）

〒531-8550 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番41号（株式会社きんでん内）

TEL：06-6375-6179